

国家知識産権局

「専利代理管理弁法（意見募集稿）」

2018年12月29日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利代理管理弁法（意見募集稿）」

第一章 総則

第1条 専利代理行為を規範化し、委託者、専利代理機構及び専利代理師の合法的権益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保ち、専利代理業界の健全な発展を促進するために、「中華人民共和国専利法」「専利代理条例」及びその他の関連法律・法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、法により専利代理機構と専利代理師に対して管理と監督を行う。

第3条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、信用を中心とした監督管理体制を構築し、「公平・公正・公開的、法により秩序正しく、透明性があり効率的」という原則に従って専利代理執業活動に対し検査と監督を行わなければならない。

第4条 専利代理機構、専利代理師は法により全国的又は地方的な専利代理業界組織を設立し、若しくはそれに参加することができる。

専利代理業界組織は社会団体法人であり、専利代理師の自律的組織であり、その設立は法により業務主管単位による審査・同意を経て、かつ業務主管単位からの監督・指導を受けなければならない。

専利代理業界組織は専利代理業界の自律規範を制定しなければならず、法律・法規に抵触してはならない。

国家知識産権局は全国的な専利代理業界組織の業務主管単位である。省、自治区、直轄市の知識産権局は本行政区域における地方的な専利代理業界組織の業務主管単位である。

第5条 専利代理機構と専利代理師は執業にあたり、法律・法規及び本弁法を遵守し、職業道徳、執業規律を謹んで守り、誠実で信用を守り、執業を規範化し、専利代理の品質を高め、委託者の合法的権益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保たなければならない。

第6条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、実際の状況に応じて、政策の制定、体制の構築等の措置を通じて、専利代理機構が零細企業及び無収入か低収入の発明者、考案者のために専利代理援助サービスを提供するよう支持・指導することができる。

専利代理業界組織と専利代理機構が自身の資源を利用して専利代理援助業務を展

開するよう奨励する。

第7条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は電子政務建設と専利代理公共情報の発表を強化し、専利代理管理システムを通じた専利代理機構、専利代理師及び公衆の事務処理、情報検索に利便性を提供しなければならない。

第二章 専利代理機構

第8条 如何なる単位、個人も許可を得ずに、専利出願と専利権無効宣告に関する業務を引き受けてはならず、また専利代理機構又は専利代理師の名義で専利代理業務を取り扱ってはならない。

第9条 専利代理機構の組織形態はジェネラルパートナーシップ企業、特殊なジェネラルパートナーシップ企業又は有限責任公司等でなければならない。パートナー、出資者は中国公民でなければならない。

第10条 パートナーシップ企業形態の専利代理機構は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 本弁法第14条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。
- (2) 書面によるパートナーシップ協議を有すること。
- (3) 独立した経営場所を有すること。
- (4) パートナーを2名以上有すること。
- (5) パートナーが専利代理師資格証を持っており、かつ専利代理師執業経歴を2年以上有すること。

第11条 有限責任公司形態の専利代理機構は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 本弁法第14条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。
- (2) 書面による会社定款を有すること。
- (3) 独立した経営場所を有すること。
- (4) 出資者を5名以上有すること。
- (5) 5分の4以上の出資者及び会社の法定代表者が専利代理師資格証を持っており、かつ専利代理師執業経歴を2年以上有すること。

第12条 法律事務所は執業許可証を申請するにあたり、下記の条件を備えなければならない。

- (1) 独立した経営場所を有すること。
- (2) 専利代理師資格証を持つパートナー又は専任弁護士を3名以上有すること。

第13条 下記の事由のいずれかに該当する場合、専利代理機構のパートナー、出資者になってはならない。

- (1) 完全な民事行為能力を持たない場合。
- (2) 故意による犯罪により刑事処罰を受けた場合。
- (3) 専利代理機構において専任で従事できない場合。

(4) 専利代理機構執業許可証が取り消され、又は取り上げられた場合、そのパートナー、出資者、法定代表者は処罰決定日から3年以内に専利代理機構のパートナー又は出資者、法定代表者として新しく就任してはならない。

第14条 専利代理機構は、一つの名称しか選択・使用できないものとする。法律事務所を除き、専利代理機構の名称には「専利代理」又は「知識産権代理」等の文字を含まなければならない。専利代理機構の支部の名称は、専利代理機構の正式名称、支部の所在都市の名称及び「事務所」「支社」又は「支所」等からなる。

専利代理機構の商号は、全国範囲内で、使用中又はかつて使用されたことがある専利代理機構の商号と同一、又は近似してはならない。

法律事務所が執業許可証を申請する場合は、当該法律事務所の名称を使っても良い。

第15条 専利代理機構執業許可証を申請するにあたり、専利代理管理システムを通じて国家知識産権局に申請書と下記の申請資料を提出しなければならない。

(1) パートナースhip企業形態の専利代理機構の場合は、工商営業許可書、パートナースhip協議及びパートナーの身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

(2) 有限責任公司形態の専利代理機構の場合は、工商営業許可書、会社定款及び出資者の身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

(3) 法律事務所の場合は、法律事務所の執業許可証、専利代理師資格証を持つパートナー、専任弁護士の身分証明書のスキャンを提出しなければならない。

申請者はその申請資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、国家知識産権局は申請者に原本の提出を要求し、確認することができる。

第16条 本弁法第15条にいう申請資料が揃っておらず又は法定形式に合致しない場合、国家知識産権局は申請資料を受け取った日から5日以内に、補正すべき全ての内容を一度申請者に告知しなければならない。期間を過ぎても告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとみなされる。申請資料が揃いつ法定形式に合致し、又は申請者が要求に従って全ての補正申請資料を提出した場合、当該申請を受理しなければならない。申請の受理又は不受理を行った場合、書面にて申請者に通知しかつその理由を説明しなければならない。

国家知識産権局は受理日から10日以内に審査し、規定する条件に合致する場合において許可し、申請者に専利代理機構執業許可証を発行しなければならない。規定す

る条件に合致しない場合において許可せず、書面にて申請者に通知しかつその理由を説明する。

第 17 条 専利代理機構の名称、経営場所、パートナー又はマネージングパートナー、出資者又は法定代表者、法律事務所の専利代理師資格証を持つパートナー又は専任弁護士等の事項に変更が生じた場合、変更日から 30 日以内に国家知識産権局に変更手続を行わなければならない。国家知識産権局は申請を受理した日から 10 日以内にそれ相応の決定を下し、本弁法の規定に合致する場合において変更しなければならない。

第 18 条 専利代理機構が国家知識産権局に登録した情報は、企業登記管理部門又は司法行政部門に登録した情報と一致しなければならない。

第 19 条 専利代理機構は解散するか又は専利代理業務を取り扱わなくなった場合、まだ未完結の各業務を適切に処理した後に、国家知識産権局に専利代理機構執業許可証の抹消手続を行わなければならない。

専利代理機構は営業許可書を抹消し、又は営業許可書、執業許可証が取り消され、取り上げられた場合、営業許可書の抹消日又は取消、取上げ通知書を受け取った日から 30 日以内に委託者に通知し、委託者と委託を解除し、まだ未完結の業務を適切に処理し、かつ国家知識産権局に専利代理機構執業許可証の抹消手続を行わなければならない。全ての専利代理業務を適切に処理しないかぎり、専利代理機構のパートナー、出資者は専利代理師執業届出の変更を行ってはならない。

第 20 条 専利代理機構は専利代理業務を取り扱う支部の設立を申請する場合、下記の条件を備えなければならない。

(1) 専利代理業務を取り扱ってから 2 年経過した。

(2) 執業する専利代理師を 10 名以上有し、設立しようとする支部に執業する専利代理師を 1 名以上有しなければならない、かつ支部の責任者が専利代理師資格証を持っているなければならない。

(3) 専利代理師が同時に 2 つ以上の支部の責任者を務めてはならない。

(4) 支部の設立を申請する前の 3 年以内に「専利代理条例」に規定する行政処罰を受けたことがない。

(5) 支部の設立を申請する時点で専利代理機構経営異常名簿や重大違法名簿に記載されていない。

第 21 条 専利代理機構の支部は自分の名義で専利代理事務を取り扱ってはならない。専利代理機構はその支部の執業活動について法的責任を負わなければならない。

第 22 条 専利代理機構は支部を設立、変更又は抹消する場合、支部に係る企業又は司法手続を完了した日から 30 日以内に、専利代理管理システムを通じて支部所在

地の省、自治区、直轄市の知識産権局に届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出書と下記の資料をアップロードしなければならない。

(1) 支部を設立する場合、支部の工商営業許可書又は法律事務所支所の執業許可証のスキンをアップロードする。

(2) 支部の登録事項を変更する場合、変更後の支部の工商営業許可書又は法律事務所支所の執業許可証のスキンをアップロードする。

(3) 支部を抹消する場合、各事項を適切に処理した旨の説明をアップロードする。

第 23 条 専利代理機構は、品質管理、利益衝突審査、苦情処理、年度考課等の執業管理制度及び人員管理、財務管理、ファイル管理等の運営制度を構築・健全化し、専利代理師の執業活動における職業道徳、執業規律の遵守状況を監督しなければならない。

専利代理機構は、他の専利代理機構と公平に競争しなければならない。詐欺・誤認、虚偽な宣伝、不適切な承諾、他の専利代理機構と専利代理師への誹謗中傷等の不正手段をもって業務を誘致してはならない。

第 24 条 専利代理機構はインターネット上のプラットフォームを通じて専利代理業務を宣伝したり、引き受けたりする場合、そのホームページの目立つ場所に専利代理機構執業許可証を継続的に公示しなければならない。

前項に規定する情報に変更が生じた場合、専利代理機構は公示情報を速やかに更新しなければならない。

第三章 専利代理師

第 25 条 専利代理機構は自由意志と協議合意の原則に従い、その招聘する専利代理師と労働契約を締結しなければならない。専利代理師は、専利代理機構からの指示を受けて専利代理業務を請け負わなければならない。自ら委託を受けてはならない。

第 26 条 専利代理師は執業にあたり、下記の条件に合致しなければならない。

(1) 完全な民事行為能力を持っていること。

(2) 専利代理師資格証を取得したこと。

(3) 専利審査の経験を持たない者の場合は、専利代理師資格証を取得した後に専利代理機構において実習して1年経過したこと。

(4) 専利代理機構のパートナー、出資者を務めており、又は専利代理機構と労働契約を締結していること。

(5) 専任で専利代理業務に従事できること。

前項に掲げる全ての条件に合致した日は、執業日とする。

第 27 条 専利代理機構は実習者による専利代理業務の実習を指導しなければならない。

ない。実習期間が満了しかつ関連規定に合致した場合、専利代理機構は実習評価を行わなければならない。

第 28 条 専利代理師は初めて執業する場合、執業日から 30 日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に執業届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出書と下記の資料をアップロードしなければならない。

- (1) 本人の身分証明書のスキャン。
- (2) 専利代理機構と締結した労働契約又は出資者、パートナーを務める証明書。
- (3) 専利代理機構が行った実習評価の提出。

専利代理師及び関連資料を発行した専利代理機構は、その申請資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、省、自治区、直轄市の知識産権局は申請者に原本の提出を要求し、確認することができる。

第 29 条 専利代理師は専利代理機構から退職する場合、業務引き継ぎの手続を適切に行い、かつ退職日から 30 日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に解任証明書等を提出し、執業届出の変更を行わなければならない。

規定した時間内に執業届出を変更しなかった場合は、期間を過ぎても届出変更手続を自発的に履行しなかったものとみなされ、省、自治区、直轄市の知識産権局は確認後に直接変更することができる。

第四章 専利代理業界組織

第 30 条 専利代理業界組織は、業界の自律を厳格化し、専利代理機構と専利代理師が法により執業を規範化するよう組織・指導し、業界のサービスレベルを継続的に向上させなければならない。

全国的な専利代理業界組織の定款と業界自律規範は、全国会員代表大会が制定し、かつ国家知識産権局に報告して届出を行わなければならない。主要な登記事項を変更する必要がある場合、国家知識産権局に報告して審査・同意を得た後 30 日以内に、登記管理機関に報告して許可を求めなければならない。

地方的な専利代理業界組織の定款と業界自律規範は、地方会員代表大会が制定し、かつ所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に報告して届出を行わなければならない。主要な登記事項を変更する必要がある場合、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に報告して審査・同意を得た後 30 日以内に、登記管理機関に報告して許可を求めなければならない。

第 31 条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理業界組

織に対して下記の監督管理職責を履行する。

- (1) 設立登記、変更登記、抹消登記前の審査を担当する。
- (2) 専利代理業界組織が憲法、法律、法規及び国家政策を遵守し、その定款に基づいて活動を展開するよう監督・指導する。
- (3) 年度検査の初歩審査を担当する。
- (4) 登記管理機関とその他の関係部門による専利代理業界組織の違法行為への取締りに協力する。
- (5) 関係機関と共同して専利代理業界組織の清算事項を指導する。

第 32 条 専利代理業界組織は下記の職責を履行する。

- (1) 専利代理機構と専利代理師の合法的権益を擁護する。
- (2) 業界の自律規範を制定し、業界の自律を強化し、会員に対する奨励と懲戒を実施する。
- (3) 受け入れた会員の情報と会員に対する懲戒状況を適時に社会に公表する。
- (4) 専利代理師の業務研修と職業道徳、執業規律の教育を組織する。
- (5) 専利代理機構による管理制度の整備、専利代理サービス品質の向上を指導する。
- (6) 専利代理機構、専利代理師による専利代理援助サービスの展開を組織する。
- (7) 専利代理機構の実習業務を指導する。
- (8) 専利代理業界の国際交流を展開する。
- (9) 法により履行すべきその他の職責。

第 33 条 専利代理業界組織は毎年 3 月 31 日前に、国家知識産権局又は所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に前年度の業務報告書を報告・送付しなければならない。国家知識産権局と所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局は、法により業務報告書を審査しなければならない。審査を経て許可された場合、専利代理業界組織は業務報告書を登記管理機関に報告・送付し、年度検査を受けることができる。

業務報告書の内容は、法律・法規及び国家政策の遵守、登記手続の法による履行、定款に基づく活動の展開、人員と機構の変化及び財務管理等の状況を含まなければならない。

第 34 条 専利代理業界組織は、非執業会員制度を構築・健全化し、専利代理師資格証を取得した非執業者の入会及び協会事務への参加を奨励し、非執業会員の学習、研修及び交流を強化しなければならない。

第五章 専利代理の監督管理

第 35 条 国家知識産権局は、全国の専利代理機構の年度報告、専利代理機構経営

異常名簿と重大違法専利代理機構名簿の公示業務の組織について責任を負う。

第 36 条 専利代理機構は、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までに専利代理管理システムを通じて所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に前年度の年度報告書を提出しなければならない。

その年に執業許可証を取得した専利代理機構は、次の年から年度報告書を提出する。専利代理機構はそれが提出した年度報告書の信憑性について責任を負わなければならない。

第 37 条 専利代理機構の年度報告書の内容は、下記のものを含まなければならない。

- (1) 専利代理機構の住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス等の情報。
- (2) マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者、専利代理師の氏名、従業員数に関する情報。
- (3) パートナー、出資者の出資額、出資時間、出資方式等の情報。
- (4) 支部設立の情報。
- (5) 専利代理機構のウェブサイト及びインターネットを通じて事業を展開するネットショップの名称、ウェブアドレス等の情報。
- (6) 専利代理機構の取り扱う専利の出願、不服審判、無効宣告、譲渡、許諾、紛争の行政処理と訴訟、担保融資等の業務情報。
- (7) 専利代理機構の総資産、総負債、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額等の情報。
- (8) 専利代理師による海外の専利代理従業資質の取得、海外支部の設立に関する情報。
- (9) 報告すべきその他の情報。

前項第(1)号～第(5)号の情報は、毎年 4 月 1 日から公示される。専利代理機構は第(6)号～第(9)号の情報の公示を選択した場合、同時にそれを公示する。期間を過ぎて専利代理機構の年度報告書を提出した場合、提出日から 30 日以内にそれを公示する。

第 38 条 国家知識産権局及び省、自治区、直轄市の知識産権局の職員は、専利代理機構の年度報告書における非公示内容について守秘しなければならない。

第 39 条 如何なる単位又は個人も専利代理機構の年度報告書に公示された情報が確実でないと認めた場合、専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に通報することができる。省、自治区、直轄市の知識産権局は通報資料を受け取った日から 20 日以内に確認し、かつ相応の処理を行わなければならない。

専利代理機構は本機構の年度報告書に公示された情報が確実でないと発見した場

合、機構所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に訂正申請を提出することができる。省、自治区、直轄市の知識産権局は確認後に訂正する。

第 40 条 専利代理機構は下記の事由のいずれかに該当する場合、省、自治区、直轄市の知識産権局はそれを専利代理機構経営異常名簿に記載しなければならない。

(1) 規定の期間内に年度報告書を提出しなかった場合。

(2) 専利代理機構執業許可証の取得又は年度報告書の提出時に虚偽の情報を提供した場合。

(3) 名称、執務場所、マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者を無断で変更した場合。

(4) 支部の設立、変更、抹消の届出手続を規定により行わなかった場合。

(5) 設立条件を満たさなくなつて、省、自治区、直轄市の知識産権局からその是正を命じられたが、期間を過ぎても条件を満たさない場合。

(6) 専利代理機構の公示情報が企業登記管理部門又は司法行政部門における登記情報と一致しない場合。

(7) 登記した経営場所を通じて連絡が取れない場合。

専利代理機構が本条第 1 項第 (1) 号の事由に該当する場合、省、自治区、直轄市の知識産権局はその年の 4 月 10 日前にそれを経営異常名簿に記載しなければならない。国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構が本条第 1 項第 (2) 号～第 (8) 号の事由があると法による抜取り検査を通じて発見し又は通報に基づいて確認した場合、確認した日から 10 日以内にそれを経営異常名簿に記載しなければならない。

第 41 条 経営異常名簿に記載された専利代理機構は年度報告書の追加提出、公示情報の訂正、是正後に関連規定に合致した場合、経営異常名簿からの削除を申請することができる。省、自治区、直轄市の知識産権局は申請日から 5 日以内に審査しなければならない。規定に合致したものについては、経営異常名簿から削除しなければならない。

第 42 条 専利代理機構が下記の事由のいずれかに該当する場合、国家知識産権局又は省、自治区、直轄市の知識産権局はそれを重大違法名簿に記載しなければならない。

(1) 専利代理機構経営異常名簿に記載されてから 3 年経過しても関連義務を履行しなかった場合。

(2) 専利代理行政処罰を受けた場合。

専利代理機構が本条第 1 項第 (1) 号に規定する事由に該当する場合、省、自治区、直轄市の知識産権局は同機構が経営異常名簿に記載されてから 3 年経過する前の 60

日以内に、関連義務を履行するよう公告方式で注意しなければならない。

重大違法専利代理機構名簿に記載された日から5年経過しても、本条第1項に規定する事由が再発しなかった場合、記載の決定を下した省、自治区、直轄市の知識産権局がそれを名簿から削除する。

第43条 専利代理機構経営異常名簿、重大違法名簿に記載し又はかかる名簿から削除する場合、国家知識産権局又は省、自治区、直轄市の知識産権局は決定書を下し、関係専利代理機構に通知し、かつ専利代理管理システムを通じて社会に公示しなければならない。

決定書には、機構名称、機構コード、記載又は削除の日付、記載又は削除の事由、決定を下す機関等を含まなければならない。

第44条 専利代理機構は専利代理機構経営異常名簿、重大違法名簿に記載されることについて異議がある場合、公示日から30日以内に、記載決定を下した機関に書面による確認申請を提出し、かつ関連の証明資料を提出することができる。

国家知識産権局又は省、自治区、直轄市の知識産権局は5営業日以内に受理するか否かを決定しなければならない。受理する場合、20営業日以内に確認しなければならない。専利代理機構の専利代理機構経営異常名簿、重大違法名簿への記載について誤りがあると発見した場合、確認した日から5営業日以内に訂正し、かつ書面にて申請者に告知しなければならない。受理しない場合、不受理の理由を書面にて申請者に告知する。

第45条 専利代理機構は経営異常名簿、重大違法名簿に記載され又はその名簿から削除される旨の決定に不服がある場合、法により行政不服審査を申し立て又は行政訴訟を提起することができる。

第46条 国家知識産権局は、省、自治区、直轄市の知識産権局による専利代理機構と専利代理師の執業活動への検査、監督を指導する。

専利代理機構が省を跨って支部を設立する場合、その支部は支部所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局が検査、監督しなければならない。当該機構所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局はこれに協力しなければならない。

第47条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、書類検査、実地検査、インターネット監視等の方式で、専利代理機構と専利代理師に対して検査、監督を行わなければならない。

検査、監督の過程において検査対象を無作為に抽出し、法執行検査官を無作為に選任しなければならない。違法・規則違反状況を発見した場合、速やかに法により処理し、かつ検査、処理の結果を社会に公開しなければならない。既に経営異常名簿又は重大違法名簿に記載された専利代理機構に対し、省、自治区、直轄市の知識産権局は

実地検査を行わなければならない。

本行政区域内の専利代理機構（支部を含む）が10社以下である場合、省、自治区、直轄市の知識産権局は専利代理機構を全数検査しなければならない。11社以上50社以下である場合、毎年専利代理機構を10社以上抜取り検査する。51社以上である場合、毎年専利代理機構を20社以上抜取り検査する。

第48条 省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構と専利代理師の以下の事項について重点的に検査、監督を行わなければならない。

- (1) 専利代理機構が専利代理業務の取扱条件に合致するか否か。
- (2) 専利代理機構のパートナー、出資者及び法定代表者が規定に合致するか否か。
- (3) 専利代理機構の年度報告書の情報が真実、完全かつ有効か否か、企業登記管理部門又は司法行政部門の公示情報と一致するか否か。
- (4) 専利代理機構は本弁法第40条に規定する事由があるか否か。
- (5) 専利代理機構が執業管理制度と運営制度を構築・健全化したか否か等の状況。
- (6) 専利代理師が執業条件に合致しかつ届出手続を履行したか否か。

第49条 省、自治区、直轄市の知識産権局は法により検査・監督を行うにあたり、検査・監督の状況と処理の結果を記録し、検査監督者が署名した後にファイリングしなければならない。

当事者は省、自治区、直轄市の知識産権局による検査・監督に協力し、尋問を受け、関連状況と資料を如実に提供しなければならない。

第50条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、違法・規則違反行為のある機構又は人員に対し、警告面談、問題指摘、補正意見の提出を行い、速やかに是正するよう督促することができる。

第51条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構による専利代理の関連サービス規範の徹底実施を奨励し、専利代理機構によるサービス品質の向上を指導しなければならない。

第52条 国家知識産権局は、専利代理機構執業許可証の取得、変更、抹消、取消、取上げ等の関連情報、及び専利代理師の取消、取上げ、及び執業届出等の関連情報を適時に社会に公表しなければならない。

国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構の年度報告情報、経営異常名簿、重大違法名簿への記載又はかかる名簿からの削除情報、行政処罰の情報、及び専利代理執業活動に対する検査状況と取締結果を適時に社会に公示しなければならない。

第六章 専利代理違法行為の処理

第 53 条 如何なる単位又は個人も専利代理機構、専利代理師の執業活動が法律、法規、規則の規定に違反したと認め、又は専利代理業務の無断展開が存在すると認めた場合、国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局に苦情を申し立て又は通報することができる。国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は苦情や通報を受けた後に、調査処理を行わなければならない。

省、自治区、直轄市の知識産権局は専利代理執業活動の検査・監督の過程において違法被疑行為を発見した場合、立件して調査しなければならない。

第 54 条 重大な影響のある専利代理違法・規則違反行為について、国家知識産権局は関係する省、自治区、直轄市の知識産権局による処分を組織・調整することができる。

専利代理違法行為への処理が2つ以上の省、自治区、直轄市の知識産権局に関わる場合、国家知識産権局に報告して調整を要請することができる。

第 55 条 省、自治区、直轄市の知識産権局は当地の実情に応じて、実際の処理能力のある、市級人民政府により設立された専利管理部門に専利代理違法・規則違反行為の処理を委託することができる。

委託側は受託側の行為を監督・指導し、かつ法的責任を負わなければならない。

第 56 条 専利代理違法事件を処理する人員は下記の事由のいずれかに該当する場合、自発的に忌避しなければならない、当事者もその忌避を申請する権利がある。

(1) 事件当事者又は当事者の近親族である場合。

(2) 本人又はその近親族が事件の処理結果と利害関係がある場合。

(3) 事件当事者とその他の関係があり、処理結果の公正性に影響を及ぼす恐れがある場合。

第 57 条 調査を行う場合、調査官は2名を下回ってはならず、かつ当事者に法執行証明書又は業務証明書を呈示しなければならない。調査官は事件と関係のある証拠を適時、全面的、客観的かつ公正に調査・収集しなければならない。

調査官は下記の方式で事件の事実を調査・確認することができる。

(1) 当事者に対して書面による意見陳述の提出を要求する。

(2) 当事者を尋問する。

(3) 当事者所在地で実地調査を行い、関連の業務ファイル及びファイル資料を調べることができる。

(4) その他の必要かつ合理的な方式。

第 58 条 事件調査の終結後に、省、自治区、直轄市の知識産権局は事件の状況に応じて以下の処理を行わなければならない。

(1) 事実が不明白、証拠が不十分、又は調査を経て違法行為が存在しないと分か

った場合、結審手続を行う。

(2) 違法事実が明白、証拠が確実であるが、違法行為が軽微でかつ有害な結果をもたらさず、行政処罰を与えない場合、批評教育を行いかつ是正通知書を発行し、是正期間を明確にし、当事者が期間内に是正を完了するよう追跡督促しなければならない。

(3) 違法事実が明白、証拠が確実である場合、省、自治区、直轄市の知識産権局が共同で検討した上で決定し、法により行政処罰を与える。

(4) 専利代理機構に対して新しい代理業務の請負停止の命令、執業許可証の取上げ、又は専利代理師に対して新しい代理業務の請負停止の命令、専利代理師資格証の取上げの行政処罰を下すべきであると認めた場合、調査結果と処罰の提案を速やかに報告・送付し、国家知識産権局に処理を要請しなければならない。

第 59 条 処罰決定を下す前に、下そうとする処罰、事実、理由及び依拠を当事者に告知し、かつ法により有する権利を当事者に告知しなければならない。

新しい代理業務の請負停止の命令、執業許可証又は専利代理師資格証の取上げを下す前に、告知書を受け取ってから 3 日以内に聴聞の開催を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が 3 日以内に聴聞を要求した場合、聴聞を組織しなければならない。

第 60 条 行政処罰決定を下す場合、行政処罰決定書を作成しなければならない。行政処罰決定書には、下記の事項を明記しなければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (2) 法律、法規又は規則に違反した事実と証拠。
- (3) 行政処罰の種類と依拠。
- (4) 行政処罰の履行方法と期間。
- (5) 行政処罰決定に不服があり、行政不服審査を申し立て又は行政訴訟を提起する方式と期間。
- (6) 行政処罰決定を下した行政機関の名称及び決定を下した日付。

省、自治区、直轄市の知識産権局は、行政処罰決定を下した日から 7 日以内に行政処罰決定書を当事者に送達しかつ公示するとともに、行政処罰決定書を国家知識産権局に報告して届出を行わなければならない。

第 61 条 行政処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受け取った日から 60 日以内に、法により不服審査を申し立てるか、6 ヶ月以内に人民法院に行政訴訟を直接提起することができる。

第 62 条 当事者は行政処罰決定に規定する期間内に履行しなければならない。

国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、当事者による行政処罰決定

の履行状況を監督し、問題を発見すると速やかに是正を命じるか、又は法により相応の措置を講じなければならない。

第 63 条 専利代理機構が下記の事由のいずれかに該当する場合、「専利代理条例」第 25 条に規定する「管理を怠り、重大な結果をもたらした」違法行為に属する。

(1) 故意又は重大な過失により委託者、第三者又は社会の公共利益に損失を与えた場合。

(2) 異常専利出願行為に従事し、専利業務の秩序を乱した場合。

(3) 他の専利代理師、専利代理機構を誹謗し、不正手段をもって業務を誘致し、粉飾・欺瞞の行為が存在し、業界の秩序を乱した場合。

(4) 専利審査業務又は専利行政法執行業務の正常な進行を妨害した場合。

(5) 専利代理師が業務引き継ぎの手続を適切に行わずに専利代理機構から退職した場合。

(6) 専利代理機構執業許可証の情報が企業登記管理部門、司法行政部門における登記情報又は実際の状況と一致せず、要求に従って是正しておらず、社会公衆に誤解させた場合。

(7) 支部の設立、変更、抹消が規定の条件に合致せず又は規定に従って届け出なかった場合。

(8) 専利代理師が本人の作成又は審査していない専利出願等の法律文書に署名するのを黙認し、又は指示した場合。

第 64 条 専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証が改竄、転売、貸付、貸与された場合、国家知識産権局がその専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証を取り上げる。

第 65 条 下記の事由のいずれかに該当する場合、「専利代理条例」第 27 条に規定する「専利代理業務を無断で展開した」違法行為に属する。

(1) 賃貸、借用等の方式で他人の資質を利用して専利代理業務を展開した場合。

(2) 専利代理機構執業許可証又は専利代理師資格証を取得せず、専利出願、不服審判、専利権無効宣告等の関連業務を無断で代理した場合。

(3) 専利代理機構執業許可証又は専利代理師資格証を取得せず、専利代理機構、専利代理師の名義で虚偽の宣伝を行った場合。

第 66 条 専利代理師は自ら署名して取り扱った専利代理業務について責任を負う。専利代理師は本人の作成又は審査していない専利出願等の法律文書に署名してはならない。本人が取り扱っていない専利事務について、専利代理師は関連法律文書への署名を拒否する権利がある。

専利代理師が専利代理品質等の事由により委託者、第三者又は社会の公共利益に損

失を与えた場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は署名した専利代理師に警告を与えることができる。

第 67 条 下記の事由のいずれかに該当する場合、法により行政処罰を軽くし又は軽減しなければならない。

- (1) 違法行為による有害な結果を自発的に除去し、又は軽減させた場合。
- (2) 他人の脅迫を受けて違法行為をした場合。
- (3) 自発的に報告し、積極的に行政機関の違法行為取締に協力して手柄を立てた場合。

第 68 条 専利代理違法行為は下記の事由のいずれかに該当する場合、情状が深刻な違法行為に属する。

- (1) 当事者、第三者又は社会の公共利益に重大な損失を与えた場合。
- (2) 悪い社会的影響をもたらした場合。
- (3) 調査を妨害し、証拠を隠匿、隠滅したり虚偽、偽造証拠を提供したりした場合。

第七章 付則

第 69 条 本弁法は国家知識産権局が解釈する。

第 70 条 本弁法にいう 20 日以下の期間は営業日で計算するものとし、法定休日・祝日を含まない。

第 71 条 本弁法は____年__月__日から施行する。2015 年 4 月 30 日付で国家知識産権局令第 70 号にて公布された「専利代理管理弁法」、2002 年 12 月 12 日付で国家知識産権局令第 25 号にて公布された「専利代理懲戒規則（試行）」は同時に廃止される。

出典：2018 年 12 月 29 日 国家知識産権局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135042.htm>